

ARMS GYM / JET KRAVMAGA 会員規約

第1条 (名称)

当団体は「ARMS GYM」及び「JET KRAVMAGA」(以下、「当団体」という)と称する。

第2条 (経営・運営)

当団体の経営及び運営管理は株式会社JAMが行う。ただし、フランチャイズ店舗に関しては、フランチャイズ店舗の代表者が経営および運営管理を行い、株式会社JAMは会員管理システムの提供とプログラムの提供を主に行う。

第3条 (会員)

本規約に定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、当団体が入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員という。

第4条 (入会契約の締結)

当団体に入会しようとする者は、本規約及び利用施設等の規則を承認し、当団体と入会契約を締結しなければならない。

第5条 (入会資格)

会員は、次の各項の全てに該当すること。

- (1) 会員としてふさわしい品行と社会的信用がある者。
- (2) 規約を遵守する者。
- (3) 事務局及びインストラクターの指示に従い、会員相互の調和を図ることができる者。
- (4) 健康状態が良好な者。
- (5) 会員として社会が不相当と認める事由のない者。
- (6) 反社会的団体(暴力団及び過激行動団体)に関与していない者。
- (7) その他、前各号に準ずる事由のない者。

第6条 (未成年者の取り扱い)

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者は自らが会員になった場合と同様、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこと。

第7条 (会員の月会費)

当団体の会員は、月会費を納入すること。

月会費の種類については、店舗により異なるため、WEBページで記載するとおりとする。尚、パーソナルトレーニング等の別途オプション料金は月会費と合算にて納入すること。

ビジター利用料金を導入している店舗については、利用日分を前もって支払う都度払いができる。ビジターは登録料として年会費1,000円(税別)を、クレジットカード等、当団体が指定する方法で納入すること。

第8条 (会員資格の期間)

会員資格の有効期限は、退会時まで有効とする。

第9条 (入会手続き)

当団体に入会を希望する者は、次の手続きを行うこと。

- (1) 所定の入会登録フォームに必要事項を入力し、当団体に申請すること。
- (2) 当団体は入会資格の審査を行い、適当と認められた者を入会承認する。
- (3) 当団体は、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しない。また、承認しない場合にその理由を示す必要はない。
- (4) 保健加入を希望する場合には、スポーツ安全保険料(高校生以上64歳以下の大人1,850円、65歳以上の大人1,200円、中学生以下850円)を運営する店舗へ支払い手続きすること。尚、スポーツ安全保険料は非課税となる。ただし、店舗により決済手数料として別途50~100円(税別)を支払う場合がある。
- (5) 入会初期費用(入会月と翌月の2ヶ月分の月会費と入会金)の支払いが確認できた時点で、入会手続き完了とする。ただし、入会希望月を超えて7日間、入会初期費用の支払いが確認できない場合は、自動で入会キャンセルとし、キャンセルに関する通知の必要はない。

第10条 (入会金)

当団体の入会金は店舗別に下記の通りとする。入会金は如何なる場合も返還しない。

- (1) 札幌 10,000円(税別)
- (2) 千葉市川 10,000円(税別)
- (3) 埼玉所沢 7,000円(税別)
- (4) 新潟 7,000円(税別)
- (5) 神戸 7,000円(税別)
- (6) 福岡 10,000円(税別)
- (7) 沖縄那覇 5,000円(税別)

第11条 (月会費・入会金・振替・超過受講料の支払い)

会員は利用の有無にかかわらず、月会費を退会まで当団体に納入すること。また、当団体の支払いは、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 月会費の支払いは、金融機関口座振替またはクレジットカード決済とする。(金融機関口座振替の場合は、別途150円の決済手数料を支払う。)
- (2) 金融機関口座振替は、当月分を当月3日に支払い、金融機関が休業日の場合は翌営業日に支払う。尚、集金代行は株式会社カワイアシストが行う。
- (3) クレジットカード決済は、決済代行をSquare株式会社が行う場合は当月分を当月10日に支払い、決済代行をStripeが行う場合は当月分を当月1日に支払う。クレジットカードの有効期限が切れた場合や、登録したクレジットカードに変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行う。尚、ク

レジックカード会社は、VISA / MasterCard / AmericanExpress / JCB / Discover / DinersClub が使用できる。

- (4) 入会初期費用(入会月と翌月の2ヶ月分の月会費と入会金)は、入会時に現金、銀行振込またはクレジットカード払いで納入すること。
- (5) 受講日数を超過して受講する場合は、超過分として、3,000円(税別)をクレジットカード等、当団体が指定する方法で納入すること。
- (6) 相互利用不可の系列店舗をご利用の場合は、利用料をクレジットカード等、当団体が指定する方法で納入すること。
- (7) 当月内に回数を消費できなかった場合でも、翌月以降への振替はできない。
- (8) 当月分の月会費の支払いが遅れた場合は、再請求の支払い期限までに速やかに支払う。再請求の支払い期限を超過した場合、手数料として1請求につき200円(税別)を支払う。
- (9) 会費の再請求等のため、当団体が弁護士に委任をして督促状の送付又は法的手続き等を行った場合には、その送付又は手続きに関して当団体が支出を要した実費代、弁護士費用等を当団体からの請求後、1週間以内に全額支払う。

第12条 (会員種別の変更)

月会費の異なる会員種別へ変更の場合、次の手続きにより変更することができる。

- (1) 会員種別の変更について、現行の会員種別より月会費が低い種別への変更の場合、会員種別変更届を変更する月の前月10日までに提出すること。
- (2) 会費の高い種別への変更については、現行の月会費との差額を、クレジットカード等、当団体が指定する方法で納入することで当月より変更することができる。

第13条 (除名)

当団体は、会員が次の各項のうち一つに該当した場合、会員資格の停止または除名することができる。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを4ヶ月間滞納し、徴収期限の催告に応じない場合。尚、除名の場合の滞納金は全額利用の有無にかかわらず徴収し、催告状の発行手数料は別途1,000円(税別)を徴収する。
- (2) 当団体が利用する施設等を故意にき損(効用を害する場合も含む)した場合。
- (3) 当団体の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 法令、本規約その他当団体の定める規則に違反した場合。
- (5) 当団体の名誉もしくは信用を傷つけた場合。
- (6) 当団体の秩序を乱した場合。
- (7) 入会登録情報に偽りがあった場合。
- (8) 第5条に定める会員としての資格条件が欠けていることが判明した場合。

第14条 (退会・退会手続き)

会員は本人の都合により、次の手続きにより退会することができる。

- (1) 退会する場合は、退会届と会員証を当月10日までに提出すること。尚、11日以降の退会届は翌月末日の退会とする。
- (2) 退会届を提出した日に属する月の月会費は返還できません。
- (3) 会員の不慮の事故・これに準ずる事由の場合は、当団体と会員の親族と協議の上、退会させることができる。
- (4) 上記にかかわらず、会員が死亡した場合は退会とする。

第15条 (休会・休会費・休会手続き)

会員は1ヶ月以上の期間、当団体を利用できない事由が生じた場合には、以下の手続きにより、休会届を提出し、当団体の承認を受けて休会することができる。また、休会手続きを行った当該月より復会するまでの期間中、事務手数料として1,500円(税抜)を支払う。

- (1) 休会する場合は、休会届を休会を希望する月の前月10日までに提出すること。11日以降の休会届は翌々月の休会とする。
- (2) 休会届を提出した日に属する月の月会費は返還できない。

第16条 (復会・復会手続き)

休会中の会員は、復会しようとする時、次の手続きにより復会することができる。

- (1) 復会する場合は、復会届を提出することにより、いつでも復会できるものとする。
- (2) 復会届は、復会する月の10日までに提出された場合は、当月分の月会費から休会費1ヶ月分の差額、11日以降に提出された場合は、当月と翌月の2ヵ月分の月会費から休会費2ヶ月分の差額を、クレジットカード等、当団体が指定する方法で納入すること。ただし、復会する月の前月10日までに復会届を提出した場合は、差額の納入はないものとする。

第17条 (会員資格の喪失)

会員は、除名・退会の場合、その資格を喪失する。

第18条 (会員資格の譲渡禁止)

会員資格は、如何なる場合にも譲渡することはできない。

第19条 (名義の変更)

会員は、如何なる場合も名義を変更することはできない。

第20条 (事故責任)

会員は、自己の責任と危険負担において、当団体を利用する。また、会員の間で生じた損害・盗難等の人的・物的事故については、一切の責任を負わないものとする。ただし、当団体に故意または重大な過失があった場合はこの限りではない。さらに会員は、当団体の利用に際し、自己の責任に帰すべき事由により、当団体または第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとする。

第21条 (トレーニングセンターの廃止・利用制限)

当団体は、天災地変、感染症の蔓延、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改装・整備等の場合、経営上必要であると認められた場合、当団体はトレーニングセンターの全部または一部について、廃止または会員の利

用を制限することができる。

第22条（休講）

当団体は、当団体の都合により、休講することができる。ただし、休講が決まった際は、速やかに会員へWEBページもしくは所定の方法で通達する。ただし、天災地変・動力源と途絶等、事実上施設利用が不可能な場合、または、その危険が予想される場合は、臨時休業することがあり、このような場合は、当団体が免責されることとする。

第23条（規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項については、別途当団体が定めるものとする。

第24条（規約等の改訂）

当団体は、本規約および規約に定めのない業務上必要な事項について、改訂および変更することができる。この効力はすべての会員に及ぶものとする。

2022年12月15日 改訂